

富永惣一	沼田勇次郎	川崎隆一	矢沢貞則	石沢正男	蒔田宗次	鈴川信一	白川一郎	小塚新一郎	正木篤三	岡田捷五郎	小場恒吉	沢口悟一	村田良策	大沢三之助	杉田精二	講師 今関盈謙	配属将校 高橋吉雄	生徒主事補 下村英時	瀬谷義広	浦野双観			
大和夫	佐々木孔	平塚運一	大江雄五	橋本統陽	本多利時	託	山岸清一郎	矢代幸雄	滝川長七	平井小二郎	秦慧玉	遠藤佐市郎	吉田五十八	中村伝治	矢崎好幸	田辺孝次	原田謹次郎	石橋啓十郎	豊田朝一郎	新規矩男	大峽秀栄	加藤鬼頭太	関野克

山脇洋二	川合清	筒崎謙齋	田口慎二	白石太馬雄	稲垣盈太郎	小池岩太郎	濱野太吉	佐々木総一郎	武田寿	片山米藏	畠山政久	佐々木一郎	細野明子	大野慶藏	鈴木ゆき江	斎藤春子
------	-----	------	------	-------	-------	-------	------	--------	-----	------	------	-------	------	------	-------	------

⑧ 図画師範科の制度改革

昭和十七年五月、本校規則の一部を改正し、図画師範科を師範科と改称、修業年限三年を四年に延長して従前の学科に「公民科」「形体学」「色彩学」「工学」「国語および漢文」を加えた。ここに昭和七年、正木校長時代以来の懸案が解決を見た。

⑨ 「戦時学徒自戒」

昭和十七年三月、本校は左記の文書を生徒一般に配布した。

左記戦時学徒自戒五條ハ都下大學高等專門學校學生生徒主事ノ申合事項ニ有之、今般文部省教學局長官ノ通牒ニ基キ全國大學高等專門學校ハ歩調ヲ一ニシテ實踐スルコトト相成リタルニ付、本校生徒一般ハ克クソノ趣旨ヲ體シ各自風尙生活ノ刷新ヲ圖リ以テ現

下軍國ノ要請ニ應フベシ。

昭和十七年三月

東京美術學校

記

戰時學徒自戒五條

- 一、學業研鑽ニ精勵シ國家ノ負荷ニ應フベシ
  - 二、質實剛健ノ風ヲ養ヒ氣節ヲ尙フベシ
  - 三、規律節制ヲ重シ禮義ヲ正シクスベシ
  - 四、感謝奉公ノ念ヲ持シ進シテ勤勞ニ服スベシ
  - 五、保健攝生ニ留意シ勉メテ身体ノ鍊磨ニ勵ムベシ
- 右ノ條々常ニ陸海空ニ奮戰力闘スル將兵ヲ思ヒ率先躬行以テ之ヲ貫クベシ。

行述

- 一、學業ノ研鑽ニ精勵シ以テ國恩ニ報ズルハ學徒ノ本分ナリ 寸時ト雖モ勉學ノコト廢スベカラズ 否寧ロ研學自修克ク學徒教養ノ水準ヲ高メ以テ大東亞文化ノ建設ニ邁進セザルベカラズ
- 特ニ戰時下ニ於テハ各自専門ノ分野ニ於テ研鑽コレ勉メ將來ノ基礎ヲ確立スベク如何ナル方面ヲ專攻ストモ常ニ心ヲ國家ノ上ニ致シソノ負荷ノ大任ヲ全ウスベシ。
- 例ヘバ一時ノ興奮ニ驅ラレ徒ラニ呼號叱咤シテソノ本分ヲ逸脱スルガ如キ或ハ社稷ノ興亡ヲモ顧ミズ所謂學ノ爲メノ學ニ終始シテ得タルガ如キハ斷ジテ學徒タル者ノ取ルベキ態度ニアラズ

二、從來ノ學生生活ニハ此際斷乎一新スベキモノ尠カラズ 情操

陶冶等ニ名ヲ藉リ徒ニ柔弱虛飾ニ走ルガ如キハ嚴ニ之ヲ戒メ大東亞健設ノ前途甚ダ遠ク任重キヲ思ヒ常ニ質實剛健ヲ旨トシ困苦缺乏ニ堪ヘ節義ヲ重シ氣魄ヲ尙フハ殊ニ意ヲ用フベキ所ナリ。

例ヘバ學徒タルモノハ凡テ生活ヲ簡素ニシ

服飾ヲ廢シ

飲食ノ贅ヲ戒メ

短髮凜乎

寒中ト雖モ襟卷、手袋等ノ如キハ之ヲ用ヒズ、進ミテハ外套ヲ去リ耐寒訓練ニ當ルノ氣概アルベシ

三、學徒ノ態度ハ須ク端正ニシテ堂々タルヲ要ス 軍事教練ノ成果モ之ヲ日常生活ノ中ニ具現シ規律整然タル動作ヲ以テ事ヲ處理シ又師長ニ對スル禮儀ハ必ズ之ヲ嚴守スベシ。

例ヘバ從來緩漫ニシテ節度ナキ風ヲ以テ却ツテ餘裕アル態度

トナシタルガ如キ弊ヲ打破シ

時間ヲ勵行シ

服裝ヲ端正ニシ

交通道德ヲ嚴守シ

師弟ノ禮ハ嚴トシテ守リ衷心敬愛ノ念ニ燃ユルヲ要ス、殊ニ戰時下ノ教練ニ於テハ將來皇軍ノ幹部トシテノ重責ヲ深ク省ミ軍事能力ノ養成ニ努ムベシ

四、古今未曾有ノ大戰ノ下ニアリテ尙學業ニ勵ミ得ル國恩ヲ仰ギ父母ノ慈愛ヲ思ヒ學徒タル者ハ殊ニ節約ヲ旨トシ物資ヲ愛護シ又生産ニ従事スル人々ニ對シテモ衷心感謝ノ意ヲ表スルト共ニ

自ラモ進ミテ勞苦ノ事ニ當リ奉公ノ念ニ徹スベシ。

例ヘバ戰時下ノ學徒タル者ハ深ク皇國ノ後勤タルノ自覺ニ徹

シ、一般青年ガ或ハ農耕ニ從ヒ或ハ工場ニ働キ直接戰時下國家ノ樞要ナル生産ニ從業セルヲ顧念シ身ヲ持スルニ感謝ト尊敬トヲ以テシ

老幼婦女ヲ勞ハリ特ニ車中ニテハ之ニ座席ヲ讓リ

學校報國隊ノ諸活動ソノ他所謂勤勞作業等ニ際シテハ

最モ眞面目ニ且ツ積極的ニ之ニ從フベク

カクテ日本全國ノ青年ハ克ク一體トナリテ邦家ノ負荷ニ應フルコトヲ得ベシ

五、學徒ノ体位向上ハ大東亞建設ノ根基タリ 學徒タル者宜シク

思ヒヨ此ニ致シ自ラ進ンデ積極的ナル身心ノ鍛鍊ニ力ヲ用ヒ逞シキ體力ト明朗闊達ナル精神トヲ涵養シ卒業後直チニ如何ナル業務ニ服スルモ完全ニソノ責務ヲ果スノ用意ナカルベカラズ。

例ヘバ體力章檢定ノ標準ノ向上ヲ期シテ努力練習シ、國防競

技等ヲ盛ニシ單ナル娛樂的競技ニ墮スルコトナク

精神的要素ヲ重視シ

早起早寢ヲ勵行シ

酒草煙ヲ排除シ

身邊ヲ清潔ニシ

規律アル生活ヲナシ

日常衛生ヲ重シ

殊ニ結核等ノ傳染性疾患ニ冒サレタル際ハ教養アル學

徒トシテ苟モ他ニ累ヲ及ボスガ如キコトナキヤウ注意スベシ

右ノ五條ハ常ニ學徒ノ遵守スベキ所ナレドモ今ヤ曠古ノ難局ニ際會シ舉國一體必勝ノ信念ニ燃エテ皇國ノ世界史的使命ノ達成ニ邁進スル秋、生ヲ聖代ニ享ケタル學徒ハ深クソノ責務ヲ自覺シ酷寒膚ヲ刺ス北滿ノ曠野ニ國境ヲ警備シ炎熱鐵ヲ熔カス南海ノ波濤ニ勇戰奮闘スル將兵ノ心ヲ以テ心トシ率先垂範此ノ自戒五條ノ實踐ヲ期スベシ。

#### ⑩ 研究科臨時規則

従来は研究科の入学は毎年度の始めに願ひ出る規定であつたが、学年短縮により昭和十七年九月、学年の半ばに卒業した者は規則第二十五条の規定に拘らず卒業の月または翌月に入学を願ひ出ることが出来ると改められた。

#### ⑪ 修業年限短縮

昭和十六年十一月一日、大学、高等専門学校の修業年限が十七年度については六カ月臨時短縮されることに決まり、本校においても十七年度より九月に卒業式を行うこととなった。これは、十六年十二月八日の日本軍による真珠湾攻撃によって太平洋戦争（大東亞戦争）が始まり、戦争遂行のための兵力、労働力の確保が必要となつたための措置であつた。